平成２８年（フ）第１５７０号
さいたま市北区日進町２丁目1645番地５
債務者　中野　夏美
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４７号
さいたま市北区土呂町１丁目29番地９　ＴＯＭＡＴＯＨＯＵＳＥ103、旧住所さいたま市北区盆栽町147番地　けやきガーデン310号
債務者　生長　康子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
埼玉県入間市高倉１丁目７番８号　ホワイトハウス201、前住所埼玉県入間市高倉２丁目10番５号　サンパティオ102
債務者　國仙百合子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　善亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２号
島根県出雲市大社町杵築西2205番地
債務者　飯塚　大地
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　郁哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１７４８号
さいたま市北区土呂町１丁目29番地９　ＴＯＭＡＴＯＨＯＵＳＥ103、旧住所さいたま市北区盆栽町147番地　けやきガーデン310号
債務者　生長　徳治
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３７号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目７番22号　ホワイトアペックスＢ101、前住所埼玉県比企郡川島町八幡４丁目７番地19
債務者　市川　勝之
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３５７号
愛知県春日井市藤山台７丁目11番地２
債務者　西尾　鴻一
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６号
滋賀県長浜市西主計町357番地
債務者　竹内智美こと　宇野　智美
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　葉子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２７号
岩手県宮古市津軽石第14地割38番地３　老人ホーム清寿荘、旧住所岩手県宮古市西町２丁目１番29号
債務者　新山　　誠
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第１７６号
茨城県稲敷市江戸崎乙1220番地
債務者　長澤　克子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
茨城県稲敷市江戸崎乙1220番地
債務者　長澤　正人
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７８号
茨城県龍ケ崎市久保台２－13－２　ガーデンヒルＣ棟102号室、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市小柴２丁目１番地50
債務者　宮﨑　剛嘉
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
山梨県甲府市元紺屋町15番地３　元紺屋コーポグリーン201、住民票上の住所東京都足立区保木間５丁目38番２－603号
債務者　野沢　典可
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
岐阜県美濃加茂市山手町３丁目61番地　Ｓｕｎｎｙ　Ｐｌａｃｅ101
債務者　田山　政美
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第２６７号
静岡県富士宮市外神東町214番地の１
債務者　北原　和明
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
静岡地方裁判所富士支部